

# 「避難行動・マイ避難カード作成」啓発動画・ポスター等制作業務仕様書

## 1 業務の名称

「避難行動・マイ避難カード作成」啓発動画・ポスター等制作業務

## 2 目的

近年自然災害が激甚化・頻発化するなか、住民一人ひとりが「自分の命は自分で守る」「いつ、どこに、どのように避難するか」との意識を向上させ、逃げ遅れによる被害者をゼロにするため、「避難行動・マイ避難カード作成」啓発動画・ポスター等を制作する。

## 3 業務内容

### (1) 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日（木）

### (2) 動画・ポスター等制作

#### 〔I〕動画

##### ① 内容

以下の（A）、（B）を織り込んだ内容とする。（詳細は「特記仕様書」を参照）  
また、中学生（～小学校高学年）程度にも分かる内容とする。

##### （A）避難行動編

近年の自然災害、多様な避難等の解説を映像で示す。

避難意識の向上を促すようなインパクトのある映像で示す。

##### （B）マイ避難カード作成編

マイ避難カードの概要、作成手順、活用方法等を映像で示す。

##### ② 構成

（ア）上記①（A）のダイジェスト版（2分程度）及び詳細版（7分程度）

（イ）上記①（B）のダイジェスト版（1分程度）及び詳細版（3分程度）

（ウ）上記①（A）、（B）のダイジェスト版（3分程度）及び詳細版（10分程度）

※上記3編とも字幕付きのものを作成すること。

##### ③ 用途

県施設等での放映、県ホームページへの掲載、SNS（YouTube等）による配信（SNSでの掲載にあわせ、県が映像の加工を行うことがある。）

##### ④ 画質

HD以上とする。

##### ⑤ 効果

ナレーション、音楽、タイトル、文字スーパー等を挿入する。

#### 〔II〕ポスター・チラシ

##### ① 内容

避難行動の促進、マイ避難カード作成の促進を盛り込んだ内容とする。

##### ② 構成

（ア）A1ポスター 1種類

（イ）A4チラシ 1種類

※（ア）（イ）同じ構成を可とする。

##### ③ 用途

県施設、街頭等での掲示

##### ④ その他

A4チラシに係る用紙のみ下記のとおり支給するので、切り出して使用すること。

・用紙：90kgコート紙 サイズ：四六判2切（545mm×788mm）

・引渡場所：兵庫県広域防災センター（三木市志染町御坂1-19）

### (3) 共通

#### ① 撮影

素材は、①提案者が保有する既存の映像素材、②県から提供する写真・図画を利用するほか、必要なものは、受託者が新たに撮影、制作または入手（著作権などの調整は、受託者で行う）する。

#### ② 効果

視聴により避難意識の向上、マイ避難カードの作成を促す内容にする。

#### ③ アクセシビリティ

高齢者や障がい者を含めたすべての人に理解しやすい内容にする。

## 4 仕様の確認

- (1) 受託者は、県と適宜打合せを実施するなど円滑な事業進行管理や意思疎通に努める。
- (2) 令和4年2月18日(金)までに、県による確認を複数回行い、訂正指示のあった箇所については、令和4年3月4日(金)までに対応する。
- (3) 令和4年3月5日以降契約履行期間内においては、訂正指示のあった箇所についてはその都度対応する。

## 5 成果品

### 〔Ⅰ〕 動画

- (1) 受託者は、上記4(2)に基づき対応し完成させた以下の①～③の成果品を、令和4年3月4日(金)までに県に納品する。

- ① 映像を収録したDVD（カラー写真表紙入り、チャプター構成を1枚に収録）3部
- ② 上記の電子データ1式（MP4形式、WMV形式）
- ③ 映像等素材の電子データ1式（MP4形式、WMV形式）

- (2) 受託者は、上記4(3)に基づき対応し完成させた以下の①、②の成果品を、令和4年3月31日(木)までに県に納品する。

- ① 映像を収録したDVD（カラー写真表紙入り、チャプター構成を1枚に収録）100部
- ② 上記の電子データ1式（MP4形式、WMV形式）

### 〔Ⅱ〕 ポスター・チラシ

- (1) 受託者は、上記4(2)(3)に基づき対応し完成させた以下①②の成果品を、令和4年3月31日(木)までに県及び別途協議する指定先<sup>(※)</sup>に納品する。

#### ① 印刷部数

- (ア) A1ポスター 1,000部<sup>(※)</sup>
- (イ) A4チラシ 10,000部<sup>(※)</sup>

- ② ポスター完成画像、画像等素材等の電子データを収録したDVD（カラー写真表紙入り）1部

<sup>(※)</sup> 県への納品の他に、企画提案を行った場所への掲出を別途加えること。

## 6 著作権

本業務により制作される成果物の所有権、著作権は兵庫県に帰属するものとする。ただし、成果物に受注者または第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、兵庫県は、本業務の成果品等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受注者はその為に必要な著作権処理を行うものとする。

## 7 その他

本仕様書に記載のない事項については、その都度協議して決定する。